

## 天ヶ瀬再開発事業における利水事業について

### ① 将来水需要見込み及び宇治、木津、乙訓浄水場に関わる水利権の検討

・宇治、木津、乙訓3浄水場の統合運用を行ったとしても、木津、乙訓の施設能力の制限から、宇治の需要を満たすことはできず、宇治での水利権の増大が必要となることがわかった。

### ② 対応策

・宇治では需要があり、施設能力は余っているが水利権が足りない。木津、乙訓では需要はないが、水利権は余っているという状況に対して、

1. 天ヶ瀬再開発で新規水資源開発を行う。
2. 木津、乙訓で余っている水利権を活用して、宇治での取水量増大を図る。

ことが、考えられる。

・2の方策に付いては、

2-1 木津川、桂川で余っている京都府の水利権分を宇治川で振り替え取水するという案

2-2 淀川下流の他の利水者の水利権分を宇治川で振り替え（上流）取水し、その分を木津川、桂川から下流に補給するという案

が考えられる。

・2-1、2-2ともに、三川合流以下の流量には影響はないが、宇治川において約0.5m<sup>3</sup>/d 流量減が生じる問題があり、水利権許可者である河川管理者の判断にゆだねられる。

・しかし、この手法は過去において桂川（日吉ダム）と木津川（比奈知ダム）において0.3m<sup>3</sup>/dの振り替え取水を許可している実績があり、まったく不可能というものではないと考えられる。

・2の方策が採用されれば、言うまでもなく天ヶ瀬再開発に対する京都府の利水負担はなくなる。

・2-1は京都府内部の水利権の振り替えであり、2-2は他の利水者との調整が必要となる。水収支の関係はまったく同じであるから、2-1は2-2より容易である。

### ③ 意見

天ヶ瀬再開発事業における京都府水道事業者を利水者とする新規水資源開発については、京都府水道事業者が有する木津川及び桂川における水利権が将来にわたって一部未利用となることを踏まえて、水利権の振り替えの可能性について検討を行った上で、その必要性を判断することが望まれる。